


所管部課	子育て支援部 保育課	部長	吉 沢 寿 子	
件 名	平成30年度東大和市民間保育園運営費補助金交付要綱外7件について			
	区分	1 審議事項	○	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市補助金等交付規則		
	部課機関			
1 要 旨				
<p>子育て支援部所管の単年度要綱について、以下のとおり平成30年度要綱として制定するものである。</p> <p>(1) 制定する要綱</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①平成30年度東大和市民間保育園運営費補助金交付要綱</li> <li>②平成30年度東大和市認証保育所運営費補助金交付要綱</li> <li>③平成30年度東大和市認可外保育施設利用支援事業補助金交付要綱</li> <li>④平成30年度東大和市病児・病後児保育事業実施要綱</li> <li>⑤平成30年度東大和市病児・病後児保育お迎えサービス事業実施要綱</li> <li>⑥平成30年度東大和市病児・病後児保育施設賃借料補助要綱</li> <li>⑦平成30年度東大和市一時預かり事業補助金交付要綱</li> <li>⑧平成30年度東大和市民設民営学童保育所運営費補助金交付要綱</li> </ul> <p>(2) 主な改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①～⑥について (継続)                     <ul style="list-style-type: none"> <li>年度を改正 (平成29年度を平成30年度に改める) する。</li> </ul> </li> <li>⑦について (継続)                     <ul style="list-style-type: none"> <li>当該要綱の名称及び条文中にある「一時保育事業」を法令の名称である「一時預かり事業」に文言整理し、また、年度を改正する。</li> </ul> </li> <li>⑧について (新規)                     <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 市長が必要と認める地域において、社会福祉法人等が実施する児童福祉法に規定する放課後児童健全育成事業の運営に要する経費の一部を補助し、必要な事項を定め、児童福祉の増進を図ることを目的とする。</li> <li>イ 補助対象は、人件費、運営費、維持管理費、育成料等減免認定児童加算額とし、予算の範囲内で交付する。</li> </ul> </li> </ul> <p>(3) 施行日 平成30年4月1日</p> <p>(4) 影響及び効果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①～⑦の制定により、保護者が選択できる子育て支援事業の充実を図り、利用により就労の継続等が可能となる。</li> <li>⑧により、待機児童対策及び民間活力の導入を進めることが可能となる。</li> </ul>				
2. 経過 (現時点に至るまでの経過)				
3. 留意事項 (問題点等)				
4. 主管部処理案 (検討結果等)				
<p>庁議における報告終了後、速やかに起案の事務を進めたい。</p>				
5. 審議結果				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。